

「政府統計の構造改革に向けて」(抄)

(平成17年6月10日 内閣府経済社会統計整備推進委員会)

3. 統計制度に関する事項

(5) 統計調査の民間開放

<取組に当たっての考え方>

国の統計を作成するための統計調査に係る事務については、従来から承認統計や届出統計を中心に民間委託が進められてきた。統計作成に係る限られたリソースを有効に活用し、民間の創意工夫を導入する観点から、統計の正確性・信頼性の確保、報告者の秘密保護を前提に、基本的な方向として一層の民間委託を推進する必要がある。

このため、当面、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」(平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ)を踏まえ一層の民間委託を進めるほか、今後、指定統計調査についても、調査規模、調査手法、調査対象等を勘案の上、結果精度等に与える影響を検証しつつ、包括的な民間委託についても具体的な検討を進めるべきである。

その際、調査対象者に法律上の申告義務を課すことができ、虚偽の申告に対して罰則規定が設けられている指定統計調査といえども、実際には調査対象者の信頼なくしては正確な申告を期待できないことに十分な配慮が必要である。とりわけ世帯を対象とする統計調査では、制度的な担保措置だけでなく、実施主体や統計調査員に対する信頼感や安心感といった心理的な側面が回答への協力等に影響するものと考えられる。また、調査に当たって相当程度のコスト(経費、時間、労力等)を要し、かつ、一定時点・期間の事実を調査するという統計調査の性格にもかんがみれば、とりわけ現行統計体系の根幹を成す指定統計調査においては、本調査でのトライアル・アンド・エラー(試行錯誤)は許されないことにも留意すべきである。

以上のような観点に立てば、指定統計調査を対象とする包括的な民間委託の検討に当たっては、当面、事業所・企業を対象とする小規模な調査から、実査の主体(国・地方公共団体/民間事業者)や調査方法(調査員調査/郵送・インターネット調査)の違いによって結果精度等にどのような影響があるのか等をあらかじめ具体的に検証することが必要である。

指定統計調査に限らず国の統計を作成するための統計調査を民間に委託する際には、調査対象となる事業者や国民に無用の不安や疑義を生じさせ、国の統計全体の信頼性を損なうことがあってはならない。実査・集計に当たる民間事業者が個別の調査票に記入された事項や公表前の集計結果を利用して不当な利益を得たり、調査客体が不利益を被ったりするおそれのある場合には、上記ガイドラインによる対応も含めてそれらの懸念が払拭されるような適切な措置を講ずることが

必要である。あわせて、統計調査の民間開放を推進するに当たっては、現行の統計法制上の解釈・運用の明確化を図るとともに、必要に応じて新たな法制上の措置等も講ずるべきである。

<具体的な取組>

総務省その他の関係府省は、「規制改革・民間開放推進三か年計画（改定）」（平成17年3月25日閣議決定）を踏まえ、遅くとも平成18年度に上記のような結果精度等への影響を詳細に比較・分析できる形で試験調査を行いつつ、民間委託に当たっての環境整備（民間事業者の選定要件、業務履行状況のモニタリング手法等）についての実証的な検討を行うべきである。さらに、試験調査の結果や、民間開放の推進に係る制度設計の進捗状況等を踏まえて各府省の指定統計調査への適用の範囲及びその際の条件等を上記ガイドラインに反映させるなど適切な措置を講ずるべきである。

また、総務省においては、統計調査事務の民間委託の推進に伴う法制上の課題について「統計法制度に関する研究会」の結論を踏まえて、法制上の措置を講ずるべきである。